



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 10 日 (火)
第 7 9 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (6 件) (584~589) (森林保全課) 2
	土地改良区の役員の就任 (590) (中部総合事務所農林局) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (591) (西部総合事務所県民局) 5
	土地改良事業の同意 (592) (日野総合事務所農林局) 6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (593) (〃) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 7
	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 12
◇ 調達公告	随意契約による相手方の決定 (集中業務課) 13
	一般競争入札の実施 (治山砂防課) 14
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務室) 17
	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成 18 年度の決算の要旨 (分権自治推進課) 19
◇ 正 誤	平成 19 年 3 月 16 日付鳥取県条例第 44 号中訂正 20

告 示

鳥取県告示第 584 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷347から359まで、字坂ノ谷420、421、422の1

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字山田字花見谷389の1、390から393まで、408から410まで、411の1、字向山849、850、851の1、852の2、853の2、854、字地藏谷876の1、877、878、字築ヶ谷898、899、大字大瀬字鴉谷口710の2、711、712、714、大字三朝字広留36の3、55

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 585 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字埴見字子守前ノ二84、字宮ノ谷二330、字本谷一432の1から432の13まで、字広土473の1から473の17まで、字棚ノ木谷474の1から474の4まで、474の6から474の53まで、474の57、字西谷643の3から643の5まで、字黒見谷644、字中谷657の1、659の1、659の2、字道祖神谷687の1から687の26まで、字菅ヶ谷688の1、688の2、688の27から688の34まで、688の37から688の39まで、688の43、688の61から688の64まで、688の66から688の68まで、字小佐美谷880の1、898

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 586 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字川上字山ノ神609から611まで、字源治郎谷758、字経塚779の1、字北山999の1、1004の1、1004の2、1005の1、1005の2、1005の4、1007の1、1007の2、1009の1、1009の2、大字長江字岡ノ空875、字宮平1461

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 587 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字別所字猿ノ目961の1、961の2、字木挽谷口969、字木挽谷978の1、978の2、字野田979の1、字塔ヶ平984の1、984の4、991の1、字平谷1011の1、1012、1013、字駄返シ1037の1、字浪人道1050から1053まで、1054の1から1054の3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 588 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字別所字大蜂谷663、字小蜂谷665の1、665の2、字六人田平666の1、字八右衛門谷684、字粥餅谷698の1、字滝ノ谷700の1・700の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、703、字金屎750の1、字南関西平751の1、字南関東平782の1（次の図に示す部分に限る。）、782の9、782の10、字馬窪832の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第589号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字別所字三ノ赤細818の10、字アカン原1091、1092、1094の3、大字方面字隠子谷110の1、字龍名111の1、111の2、111の5、字大連112から125まで、127、128、字掘田谷133から135まで、138、139、140の1、140の2、字三井ヶ平152の1、152の2、字屋敷153、字梶屋谷327、字矢名ヶ谷333の1、333の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字別所字三ノ赤細818の10

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年7月10日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

就任した役員の氏名及び住所

理 事 岸 本 達 倉吉市国分寺236

平成19年7月1日就任 任期 平成22年3月31日まで

鳥取県告示第591号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年8月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちなかこもんず
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井上 徹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市東倉吉町57
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民・団体と連携・協働し、地域の資源を活かしコミュニティ・ビジネスの手法を通じた地域活性化を目的とした事業の開発コーディネート及び運営を行い、米子市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 592 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業(元気な地域づくり交付金事業花口地区農道舗装)について、平成19年7月4日同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

鳥取県告示第 593 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
日野郡日野町中菅字掛橋谷 1059 の 2、1060 の 1、1061 の 1、字金井谷 1080 の 3、上菅字宝殿ヶ塚 38 の 4、字ノゾキ岩 40 の 1、42 の 1、字田ノ塚山 140 の 1、字棚谷山 141 の 10、141 の 12、字小石堂内林 853 の 3、853 の 7、856 の 2、856 の 9、856 の 10、字人向山 863 の 16、863 の 20
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 6 月 19 日付鳥取県告示第 532 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字懸橋 16
〃	八頭郡八頭町佐崎字懸橋 17
〃	八頭郡八頭町佐崎字懸橋 17 の 1
最上 博人	八頭郡八頭町佐崎字上野 91 の 1
藤原 峯治	八頭郡八頭町佐崎字睦久目 383 の 2
坂尾 繁藏	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 15
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 16
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 18
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 22
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 23
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 24
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 28
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 29
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 30

〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 36
最上 棟藏	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 39
坂尾 繁藏	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 68
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷 424 の 97
中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 2
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 3
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 4
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 5
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 6
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 9
〃	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 10
藤原 邦男	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 14
坂尾 繁藏	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 16
藤原 邦男	八頭郡八頭町佐崎字西ヶ谷西平 426 の 18
中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字背戸山平 445
〃	八頭郡八頭町佐崎字背戸山平 445 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字大平 450 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字大平 451
中村 康裕	八頭郡八頭町佐崎字大平 452
〃	八頭郡八頭町佐崎字大平 453
木原 ちや	八頭郡八頭町佐崎字椎ノ木鼻平 455
坂尾 繁藏	八頭郡八頭町佐崎字椎ノ木鼻平 457 の 1
中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字丸山 472
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 477
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 477 の 2
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 477 の 3
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 477 の 4
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 478
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 479
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 480
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 481
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 482
〃	八頭郡八頭町佐崎字西谷東平 483

〃	八頭郡八頭町佐崎字大杉原 484
坂尾 繁藏	八頭郡八頭町佐崎字大杉原 484 の 4
〃	八頭郡八頭町佐崎字大杉原 484 の 5
中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字大杉原 485
〃	八頭郡八頭町佐崎字大杉原 486
中村 誠志	八頭郡八頭町佐崎字大杉原 491
藤原 邦男	八頭郡八頭町佐崎字上野平 518
〃	八頭郡八頭町佐崎字亀ノ甲山 534 の 3
〃	八頭郡八頭町佐崎字亀ノ甲山 534 の 4
中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字懸橋谷 538
〃	八頭郡八頭町佐崎字懸橋谷 539
〃	八頭郡八頭町佐崎字懸橋山 545
中村 誠志	八頭郡八頭町佐崎字清水谷 546 の 5
〃	八頭郡八頭町佐崎字清水谷 546 の 8
中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 2
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 3
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 4
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 6
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 12
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 13
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 14
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 15
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 16
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 17
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 555 の 18
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 556 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 557
〃	八頭郡八頭町佐崎字池尾 561
〃	八頭郡八頭町佐崎字大谷口 564
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 591 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 591 の 3
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 592 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 592 の 2

中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 594 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 595 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 595 の 4
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 595 の 5
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 596
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 597
〃	八頭郡八頭町佐崎字向イ河原 598 の 1
中村 誠志	八頭郡八頭町佐崎字草谷 599 の 4
中村 碩男	八頭郡八頭町佐崎字前河原山 606 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字前河原山 606 の 2
中村 誠志	八頭郡八頭町佐崎字前河原山 608 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字前河原山 609 の 1
木原 節男	八頭郡八頭町佐崎字前河原山 610 の 4
中村 誠志	八頭郡八頭町佐崎字前河原山 611
上田 治	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 617
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 617 の 1
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 618 の 3
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 618 の 6
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 618 の 7
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 618 の 8
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 618 の 9
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 618 の 10
〃	八頭郡八頭町佐崎字上河原山 618 の 11
藤原 邦男	八頭郡八頭町佐崎字水ノ元 623
坂尾 繁藏	八頭郡八頭町佐崎字坂中 625 の 11
田中 寛	八頭郡八頭町佐崎字キダハシ 634 の 6

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 6 月 19 日付鳥取県告示第 533 号)の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

林 類藏	八頭郡智頭町大字口波多字芝途 421 の 1
〃	八頭郡智頭町大字口波多字芝途 421 の 2
佐々木道壽	八頭郡智頭町大字口波多字大谷 583
〃	八頭郡智頭町大字口波多字上コフヘイ 594
梶川 光治	八頭郡智頭町大字口波多字東谷 604
河上 武男	八頭郡智頭町大字口波多字東谷 612 の 1
扶持本保輝	〃
林 類藏	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 4
河上 武男	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 22
林 類藏	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 39
〃	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 40
〃	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 41
〃	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 42
〃	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 43
〃	八頭郡智頭町大字口波多字津田 685 の 44

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の区分等

(1) 講習の区分 追加取得講習及び特例措置講習

(2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3 号警備業務」という。）

2 実施期日

(1) 平成 19 年 8 月 29 日（水）から同月 31 日（金）まで

(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 8 月 31 日（金）については、午前 9 時から午前 11 時までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

40 名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

(1) 追加取得講習 3 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近 5 年間に 3 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）

第 4 条に規定する 1 級の検定（3 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（3 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）

に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年

以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(3 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(3 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 特例措置講習 警備業法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 50 号)による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

7 受講申込書の受付期間

平成 19 年 7 月 23 日(月)から同月 27 日(金)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は 1 通とし、写真(受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 6 の(1)のアに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、3 号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(2) 6 の(1)のイに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び 1 級検定に係る合格証明書の写し

(3) 6 の(1)のウに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(4) 6 の(1)のエに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び旧 1 級検定に係る合格証の写し

(5) 6 の(1)のオに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(6) 6 の(2)に該当する者にあつては、旧資格者証の写し

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)にすること。

調 達 公 告

随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。)第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル製剤75mg） 2,500 ケース
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成19年6月26日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5-1
- 5 契約金額 59,062,500 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 特殊な技術に係る物品等の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県土砂災害警戒情報システム整備業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県内の雨量観測局からの情報を電子的に記録し、保存し、及び処理し、鳥取地方気象台との連携による土砂災害警戒情報を市町村、県民等へ提供することにより、土砂災害防止の推進に資する信頼性の高いシステム（以下「土砂災害警戒情報システム」という。）を構築するものである。

なお、落札者は、次の業務を行うものとする。

- ア 土砂災害警戒情報システムの開発
- イ 土砂災害警戒情報システムの稼動に必要な機器の納入
- ウ 関連する県土整備部関連部署のシステム改良

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約の日から平成20年2月29日まで

(5) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部治山砂防課 他

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成19年7月10日（火）から同年8月20日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 平成19年7月10日（火）から同年8月20日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- エ 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務の情報処理サービスに係るものを有すること。
- なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年7月24日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- オ 平成13年4月1日以降に国又は都道府県が発注した土砂災害警戒情報に係るシステムの構築に係る業務を受注し、完遂した実績を有していること。
- カ 本業務を遂行できる主任技術者1名、担当技術者1名及び照査技術者1名（合計3名で、それぞれ兼任はできない。）を配置することが可能で、主任技術者はソフトウェア開発技術者資格（経済産業省国家資格）又はこれと同等以上の資格を有すること。
- キ カの技術者のうち1名以上が平成13年4月1日以降に国又は都道府県が発注した土砂災害警戒情報に係るシステムの構築に関する業務を担当し、完遂した実績を有していること。
- ク この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- ケ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。
- イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。
- ウ 共同企業体において(1)のカ及びキの要件を満たす技術者3名を配置できること。
- エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きいものが代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ク 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部治山砂防課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部治山砂防課企画調査係

電話0857-26-7819

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成19年7月10日（火）から同年8月3日（金）までの間にインターネットのホームページ

ジ (<http://www.pref.tottori.jp/chisansabou/nyusatsujouhou.htm>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成19年7月10日（火）から同年8月3日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成19年8月20日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）
鳥取県県土整備部入札室（鳥取県庁本庁舎5階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の競争入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4の（1）の場所に平成19年8月3日（金）午後5時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required:
Warning Information System for sediment-related disasters for Tottori Prefectural Government:
1 set
- (2) August 3, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) August 20, 2007 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders
- (4) Contact Point for the notice : Office of Afforestation and Erosion control Division, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7819

雑 報

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成 19 年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 7 月 10 日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池 ノ 内 祐 司

- 1 試験の日時
平成 19 年 11 月 11 日（日） 午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験の場所
鳥取市尚徳町 101-5 鳥取県立県民文化会館
- 3 試験方法及び科目
次の事項につき筆記試験（(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式）により行う。
なお、記述式は、40 字程度で記述するものを出題する。
 - (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題するものとし、法令は、平成 19 年 4 月 1 日現在施行されているものとする。
 - (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
- 4 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階
財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布するあて先が印刷された封筒により配達記録郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成19年8月6日(月)から同年9月7日(金)まで

なお、平成19年9月7日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。

エ 受験手数料

7,000円(納付方法については、8により配布する試験案内を参照すること。)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項をもれなく入力すること。

イ 受付期間

平成19年8月6日(月)午前9時から同年9月4日(火)午後5時まで

なお受付期間中にアの受験申込み画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること(受付期間の最終日は受験申込み画面の大混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。)

ウ 受験手数料

7,000円(納付方法は、申込者本人名義のクレジットカード(VISA、Master又はUCに限る。)による決済とする。払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。)

5 問合せ先

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階
財団法人行政書士試験研究センター
電話 03-5251-5600

6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置(点字試験を含む。)をとることがあるので、受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成20年1月28日(月)午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、財団法人行政書士試験研究センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること(平成19年8月31日(金)必着のこと。)

ア 配布期間 平成19年8月6日(月)から同月31日(金)まで

イ 請求先 〒100-8779 東京中央郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成19年8月6日(月)から同年9月7日(金)まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間に配布する。

配布場所		配布時間
鳥取県総務部県民室	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎内	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで
鳥取県東部総合事務所県民局	鳥取市立川町六丁目 176	〃
鳥取県八頭総合事務所県民局	八頭郡八頭町郡家 100	〃
鳥取県中部総合事務所県民局	倉吉市東巖城町 2	〃
鳥取県西部総合事務所県民局	米子市糺町一丁目 160	〃
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨 140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目 159 久本ビル 2 階	午前 9 時から 午後 5 時まで

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 住 田 圭 成

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般職	特別職	市町村長	特定消防	継続長期	任意継続	計
組合員数（人）	6,744	147	19	677	1	199	7,787
給料月額（百万円）	長期	2,268	46	12	241	0.4	2,567
	短期	2,269	48	14	241		2,632
一人当たり給料月額（円）	長期	336,213	315,131	615,342	356,233	415,300	338,300
	短期	336,536	324,779	737,510	356,233		338,111

3 組合職員の数は、次のとおりである。

（単位：人）

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	8	8	44	4	1	1	66

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

（1）損益計算書の要旨

（単位：千円）

経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
収入	負担金	1,833,827	6,650,768	59,727	154,852				
	掛金	1,891,521	3,474,659		144,806				
	施設収入・商品売上					843,358			
	基礎年金交付金		748,790						
	利息及び配当金	563	861,280	128	317	85	152,143		
	その他の収入	208,084	14,894	5	41,586	42,754	1,309	144,595	24,694
	他経理から繰入			28,657		133,126			

	前年度支払準備金	335,187								
	前年度繰越長期給付積立金		35,570,149							
	計	4,269,182	47,320,540	88,517	341,561	1,019,323	153,452	144,595	24,694	514,687
支 出	給付	2,032,875	10,112,666							513,969
	役職員給与			53,860	60,597	366,328	35,546	2,747	3,456	
	旅費・事務費			3,260	4,503	5,391	5,805	1,374	1,658	
	商品仕入					28,550				
	飲食材料費					204,411				
	委託費			4,818	6,695	787	160	39	12,460	
	支払利息					13,397	101,735	117,236	1,417	
	連合会払込金	66,228						12,645		
	老人保健拠出金	735,065								
	退職者給付拠出金	596,529								
	基礎年金拠出金負担	121,132	2,520,147							
	他経理へ繰入	11,010	17,647		133,126					
	その他の支出	286,883	740	24,043	160,500	390,356	20,460	8,667	2,809	718
	次年度支払準備金	311,614								
	次年度繰越長期給付積立金		34,669,340							
計	4,161,336	47,320,540	85,981	365,421	1,009,220	163,706	142,708	21,800	514,687	
差引当期利益金又は当期損失金(△)		107,846	0	2,536	△ 23,860	10,103	△ 10,254	1,887	2,894	0

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
資 産	流動資産	868,731	5,534,529	142,564	278,896	479,203	5,367,058	27,229	69,652
	固定資産		29,134,899	110	504	2,732,077	5,843,893	5,560,206	
	繰延資産								
資 産 合 計		868,731	34,669,428	142,674	279,400	3,211,280	11,210,951	5,587,435	69,652
負 債	流動負債	148,800	88	4,389	14,046	74,150	10,454,061	302	68
	固定負債	311,614		106,101	37,886	820,832	71,566	5,559,865	42,477
	負債合計	460,414	88	110,490	51,932	894,982	10,525,627	5,560,167	42,545
資 本	資本剰余金			474		2,263,582			
	積立金		34,669,340						
	利益剰余金	408,317		31,710	227,468	52,716	685,324	27,268	27,107
	資本合計	408,317	34,669,340	32,184	227,468	2,316,298	685,324	27,268	27,107
負債・資本合計		868,731	34,669,428	142,674	279,400	3,211,280	11,210,951	5,587,435	69,652

正 誤

平成 19 年 3 月 16 日公布の鳥取県条例第 44 号(鳥取県税条例の一部を改正する条例)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 30

行 下から 15

誤 (平成 19 年法律第 号。以下「改正法」という。)

正 (平成 19 年法律第 4 号。以下「改正法」という。)